

四科目入試認定試験（令和2年3月2日施行）

刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の小問（1）及び（2）に答えなさい。

（1）〈事例〉を読み、〈設問〉に答えなさい。

〈事例〉

被告人Xは、住居侵入及び窃盗の罪で、甲地方裁判所に公訴を提起された。

検察官から裁判所に提出された本件起訴状の公訴事実の項には、

「被告人は、A及びBと共謀の上、令和元年1月22日午前1時10分ころ、金品窃取の目的で、甲県H市J町所在のKビル1階自動車用品店Lの経営者Cが看守する店舗に、店舗裏口ドアの窓ガラスを割り、施錠を外して、同所から屋内に忍び込み、もって人の住居に侵入し、同店舗内において、C所有又は管理のカーオーディオ、カーナビゲーション等合計約107点（時価合計357万7540円相当）を窃取したものである。」

と記載されていた。

〈設問〉

Xの弁護人は、本件起訴状の上記公訴事実の項には、住居侵入及び窃盗の実行行為者が明示されていないため、検察官の本件公訴提起の手続には違法がある、と主張している。

本件審理を担当する裁判所は、どのように判断すればよいか、訴因明示の要請の趣旨に言及しながら、論じなさい。

(2) 以下の〈事例〉を読み、〈設問〉に答えなさい。

〈事例〉

被告人Yは、恐喝の罪で、甲地方裁判所に公訴を提起された。

検察官から同裁判所に提出された起訴状の公訴事実の項には、

「被告人は、Dを主導とする暴力団E組の組員で、恐喝罪によりすでに二度処罰を受けたものであるが、令和元年12月14日午後11時20分ころ、甲県H市J町1丁目所在のクラブMにおいて、ウイスキー、ビール、つまみ物等価格合計3万7000円相当の飲食物を提供させて飲食し、同店店主Nからその代金を請求されたところ、この際同人を脅迫してその支払いを免れようと考え、同人に対し、『俺はE組の者だ。最近刑務所を出てきたばかりだ。そんな請求をして俺の顔をつぶす気か。なめたことを言うな。』などと怒鳴りつけて脅迫し、同人をしてさらにその代金を請求すれば、その身体等にかなる危害を加えられるかもしれないと畏怖させて、その請求を断念させ、よって代金3万7000円の支払いを免れて財産上不法の利益を得たものである。」

と記載されていた。

〈設問〉

Yの弁護人は、本件起訴状の上記公訴事実の項には、Yが暴力団組員であることや同人に恐喝の前科があることが記載されているため、検察官の本件公訴提起の手続には違法がある、と主張している。

本件審理を担当する裁判所は、どのように判断すればよいか、論じなさい。

- 【注意】 一 問題の順番に従って解答すること。
二 解答に当たっては、法令の根拠条項を明示すること。